

【特定公共賃貸住宅】家賃の減免について

減免事由に該当する場合、家賃の一部を減免する制度があります。

■対象となる事由・額（安曇野市特定公共賃貸住宅条例施行規則 別表第2より）

減免の対象となる事由	減免する額
入居者及び同居者の所得が病気又は災害により生活保護基準以下となったとき。	3分の2（100円未満の端数は切り捨てる。）
入居者及び同居者の所得が病気又は災害により生活保護基準に近い収入となったとき。	3分の1（100円未満の端数は切り捨てる。）
その他入居者及び同居者の所得が著しく減少したと市長が認めるとき。	市長が相当と認める額

※駐車場使用料に適用する場合は、「家賃」を「駐車場使用料」と読み替えることができます。

■申請方法

- 家賃の減免を希望される方は、住宅係へご相談ください。
- 申請書の提出にあたっては、減免基準を満たすことを証明する書類の添付が必要な場合があります。